

各教会・伝道所 主任担任教師・会計役員 様

日本キリスト教団北海教区  
 総会議長 原 和人  
 財務部委員長 島田 久美子

**教団年度報告【C表】及び【D表】（北海教区版）の記入について**  
**（必ず教区から送付された新様式の表で提出してください）**

主のみ名を賛美いたします。

C表・D表記入に際して誤解の多い点の処理のポイントを以下にまとめました。教団作成「C表記入要領」で科目内訳をご確認いただくとともに、参考にしてください。

教区ホームページに、A B C D表を掲載しています。必ず今年度の様式をご使用いただき、以前の様式はご使用なされないようお願いいたします。

**1 【D表】を作成してから【C表】へ転記**

(1) D表は北海教区独自の集計表です。D表を先に入力または記入してください。

Excel 入力の場合、D表へ入力するとC表に自動的に転記されます。

手書きの場合は、D表の項目の合計額をC表の該当項目に転記してください。

C表とD表は科目の番号と名称が完全に一致します。特に、『B 経常外収入：8 対外指定献金』

a、b、c、d の項目が、D表とC表で同じになっているか確認をお願いします。

（完全に一致していれば他の箇所にはほとんど間違いはなくなります。）

(2) 支出『※除排雪費用』欄は控除項目のため設けており、C表への転記はありません。

**ポイント1 自立連帯献金＝自立連帯資金の取扱い**

教区予算の負担金は、教区運営資金＝教区諸活動の財源 と、

自立連帯資金＝謝儀保障費を中心とする互助費の財源 に分類され、

教区全体で分担しています。その計算過程でC表のA経常収入『7. 経常収入計』額が算定因子となります。自立連帯資金に関しては、B経常外収入『8.対外指定献金：教区自立連帯献金』として募っている教会と、A経常収入の献金（主に月定献金）から拠出している教会があります。負担金計算の際、このことによる不公平が生じないように、D表では、B経常外収入『8.対外指定献金：a 教区自立連帯献金』とE経常外支出『18.負担金等：自立連帯資金』（教区送金額）が一致するようにしています。具体的には次のとおり処理してください。

(1) 自立連帯献金を指定献金として募っている場合の、過不足の処理

**【D表】**

B経常外収入		E経常外支出	
8. 対外指定献金	計	18. 負担金等	計
a 教区自立連帯献金[支出同額]	小計 402,000 ②	教区負担金	教区運営資金
指定献金として受けた額	380,000 ③	自立連帯資金	402,000 ①
* 経常収入の差額調整額	22,000 ④		

① E経常外支出『18. 負担金等：自立連帯資』に自立連帯資金の配分額＝納入額を記入します。

② 同額をB経常外収入『8. 対外指定献金：a 教区自立連帯献金』に記入します。

③ 『指定献金として受けた額』を記入します。

④ ②と③の差額を『\*経常収入の差額調整額』へ記入します。

\*Excel 入力の場合、②④は自動転記、自動計算されます。

グレー部分が必ず一致します。

【C表】：自立連帯献金が予算額（教区配分額）より少ない場合

不足額は経常収入から補填されるので、『\*経常収入の差額調整額』はプラスの金額となり、『\*自立連帯献金差額調整\*』には同額をマイナスの値で記入します。

A 経常収入	6	他の収益会計から繰入	
	※	自立連帯献金差額調整* (8a*と正負逆転した額)	-22,000
	7	経常収入計	
B 経常外収入	8	対外指定献金	
	a	教区自立連帯献金	402,000
	*	経常収入の差額調整額	22,000

【C表】：自立連帯献金が予算額（教区配分額）より多い場合

超過額は経常収入として活用されるので、『\*経常収入の差額調整額』はマイナスの金額となり、『\*自立連帯献金差額調整\*』には同額をプラスの値で記入します。

A 経常収入	6	他の収益会計から繰入	
	※	自立連帯献金差額調整* (8a*と正負逆転した額)	28,000
	7	経常収入計	
B 経常外収入	8	対外指定献金	
	a	教区自立連帯献金	402,000
	*	経常収入の差額調整額	-28,000

(2) 自立連帯献金を指定献金として別に募っていない場合の処理

【D表】

B経常外収入『8. 対外指定献金』の『a 教区自立連帯献金』と『\*経常収入の差額調整額』に教区予算の自立連帯資金の配分額＝納入額を記入します。

Excel 入力の場合、E経常外支出『18. 負担金等：自立連帯資』に自立連帯資金の配分額＝納入額を入力すると自動転記されます。

B経常外収入	
8. 対外指定献金	計
a 教区自立連帯献金[支出同額]	小計 402,000
指定献金として受けた額	
* 経常収入の差額調整額	402,000

【C表】

『\*自立連帯献金差額調整\*』には同額をマイナスの値で記入します。

Excel 入力の場合、自動転記されます。

A 経常収入	6	他の収益会計から繰入	
	※	自立連帯献金差額調整* (8a*と正負逆転した額)	-402,000
	7	経常収入計	
B 経常外収入	8	対外指定献金	
	a	教区自立連帯献金	402,000
	*	経常収入の差額調整額	402,000

**ポイント2** 地区内宣教協力献金の取扱い

負担金配分計算においては、地区分担金・負担金とともに、地区活動として取り組む宣教協力献金を経常収入から控除します。自立連帯献金の場合と同様、その財源確保方法による影響を避けるため、これをB経常外収入『8. 対外指定献金：c 地区内宣教協力献金等』として取扱いを統一します。地区ごとに名称等が異なりますので、種類ごとに名称を上書きして記入してください。

※ クリスマス献金等として地区内教会以外の教会・団体に献金した場合、『d その他献金』に記入してください。なお、例えば会堂建築支援金を10教会に献金した場合に10教会の名前は必要ありません。「会堂建築支援 10 教会 10 万円」というようにまとめてください。

## 2 教団年度報告【C表】記入についてお願い

- (1) 自教会の会堂建築事業など特別の目的をもってする献金は、本会計には含めません。別途、特別会計または臨時収入・支出で処理してください。
- (2) 教団記載の「C表記入要領」により、科目内訳をご確認ください。以下は誤りの多い点です。
  - ・収入『13. 積立金等から繰入』：経常収入の不足を補うため他会計からの繰入金です。
  - ・支出『6. 建物費』：教会堂及び牧師館等の経常的な維持、修繕費、火災保険料、什器備品の購入及びレンタル料などです。経常的なものだけで、それ以外は特別会計を設けます。
  - ・支出『10. 旅費研修費』：教師・信徒が教会を代表して参加する会議・研修会の旅費・参加費等で、自動車関係費(ガソリン代、自動車保険等)、教会用図書費、教区総会登録費などです。
  - ・支出『14. 隠退教師及遺族謝恩金』：(教会独自の) 名誉牧師への謝儀、隠退教師や遺族への謝恩金的な費用です。教団への「隠退教師 100 円献金」「謝恩日献金」は『13. 対外献金』に計上します。

## 3 C表下段の『臨時収入』『臨時支出』(臨時費)の項の使い方について

- (1) 特定年度のみに発生した収支を処理するものです。年度内に完結しない場合は、その金額(残額)で特別会計を作り積み立てます。残額を通常会計に繰り入れる場合は、B経常外収入の『13. 積立金等から繰入』で処理してください。
- (2) 行事の場合、例えば記念式や牧師就任式に近隣の教会からご祝儀の献金がありますが、これは臨時収入として取り扱うことができます。収入の部に「・・・記念式の献金」とし、その総額を記入します。費用が祝儀献金だけでは足りずに通常会計から支出した場合は、E経常外支出の『臨時費繰出』で支出して、臨時収入で受けます。その式の礼拝献金も臨時収入となります。  
[例] 牧師就任式や特別伝道集会など、教会会計から15万円支出し、不足分10万円を募金した場合、その他当日献金が3万円あった場合

【C表・経常会計】E経常外支出『23 臨時費繰出』15万円

23 臨時費繰出	150,000
----------	---------

(余剰金が出た場合は、経常会計からの繰出で調整)

臨時収入	教会会計から	150,000	臨時支出	〇〇〇〇集会のため	280,000
	募金	100,000			
	献金	30,000			
	臨時収入計	280,000		臨時支出計	280,000

注) 臨時収入・支出(臨時費)の欄を使わずに、総会決議により「特別会計」を設け、通常会計(臨時費)に計上しない方法もあります(会堂建築など)。